

社会保険（健康保険・厚生年金保険）適用の確認資料

	書 類
協会けんぽの場合	次のいずれかの書類（事業所整理記号・事業所番号が明記されているもの）の写しを提出 ・保険料納入告知額・領収済額通知書 ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書 ・納入告知書納付書・領収証書 ・健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認（申請）書 ・社会保険料納入証明（申請）書 ・適用通知書（加入直後で領収証書等がない場合） ※いずれも申請時点で直近のもの
健康保険組合の場合	次の書類（厚生年金は、事業所整理記号・事業所番号が明記されているもの）の写しを提出 ・健康保険は、健康保険組合発行の保険料領収証書等 ・厚生年金は、年金事務所発行の保険料領収証書等 ※いずれも申請時点で直近のもの
国民健康保険組合の場合	次のいずれかの書類（事業所名および保険組合名が明記されているもの）の写しを提出 ・建設業に係る国民健康保険組合が発行した加入証明書又は国民健康保険組合が発行した健康保険料の領収書等 ・資格確認書又は資格情報のお知らせ（有効期限内のものに限る） ※いずれも申請時点で直近のもの
事業開始後間もないため、以上の資料がない場合は、届書の写し（受付印のあるもの）を提出。	

雇用保険適用の確認資料

	書 類
職業安定所 (ハローワーク)	次のいずれか又は同等の書類（労働保険番号が明記されているもの）の写しを提出 ・領収済通知書 ・労働保険概算・確定保険料申告書 ・雇用保険料納付済証明書 ・雇用保険適用事業所設置届・事業主事業所各種変更届事業主控（加入直後で領収済通知書等がない場合） ※いずれも申請時点で直近のもの
労働保険事務組合	次のいずれか又は同等の書類（労働保険番号が明記されているもの）の写しを提出 ・労働保険料等納入通知書 ・労働保険料等領収書 ・雇用保険加入済確認願 ※いずれも申請時点で直近のもの
事業開始後間もないため、以上の資料がない場合は、届書の写し（受付印のあるもの）を提出。	